Ⅲ　フロン類回収業者の登録

使用済自動車に搭載されているカーエアコンからフロン類の回収を行う業者は、事業者毎に事業所所在地を管轄する県知事の登録を受けなければなりません。

1　登録の申請

①　登録申請書は、【様式第三】に従って作成することになります。

②　添付書類

ア　本人を確認できる書類

・個人の場合は、発行日より３ヶ月以内の住民票（本籍地記載のもの。）の写し

・法人の場合は、発行日より３ヶ月以内の登記簿謄本

・申請者が未成年者の場合は、その法定代理人の発行日より３ヶ月以内の住民票（本籍地記載のもの）の写し

イ　フロン類回収設備の所有権を有することなどを証する書類

・自ら所有している場合は、購入契約書、納品書、領収書、販売証明書などの写し

・自ら所有権を有していない場合は、借用契約書、共同使用規定書、管理要領書などの写し

ウ　フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類

申請書に記載された以下の項目について、それを説明する書類として、取扱説明書、仕様書、カタログ等の写しが必要です。

・フロン類の回収設備の種類（CFC用、HFC用、CFC・HFC兼用）

・回収設備の能力（200ｇ/min未満、200ｇ/min以上）

エ　申請者が法に定める欠格要件（※）に該当しないことを説明する書面

・申請者が法５６条第１項各号に該当しない者であることを誓約する書面【様式第五(県様式)】

> （※）欠格要件
> ①成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
> ②この法律、フロン類回収破壊法もしくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者
> ③フロン類回収業者の登録を取り消され、その処分のあった日から２年を経過しない者
> ④フロン類回収業者で法人であるものがその登録を取り消された場合において、その処分のあった日前３０日以内にその法人の役員であった者でその処分のあった日から２年を経過しないもの
> ⑤フロン類回収業の事業の停止を命じられ、その停止の期限が経過しない者
> ⑥フロン類回収業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が①～⑤のいずれかに該当するもの
> ⑦法人でその役員が①～⑤のいずれかに該当する者があるもの

③　登録審査基準

以下のいずれかの要件を満たす事業者について登録が行われます。

ただし、申請書や添付書類の重要な事項に虚偽の記載があるか記載が欠けているとき、又は申請者が欠格要件に該当するときは、登録は拒否されます。

ア　使用済自動車の引取に当たっては、申請に係る事業所毎に、申請書に記載されたフロン類回収設備が使用できること。

イ　申請書に記載されたフロン類回収設備の種類が、その回収しようとするフロン類の種類に対応するものであること。

2　登録申請後の手続き

①　県による登録の実施

ア　県は、登録申請に基づいて登録を行う際には、フロン類回収業者登録簿に以下の項目を記載することになります。

〈法第５５条による必須項目〉

・氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
・事業所の名称及び所在地
・法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下、同じ。）
・未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所
・回収しようとするフロン類の種類
・登録年月日及び登録番号

イ　県は、フロン類回収業者登録簿に登録した後、申請者に登録した旨を通知することになります。

また、登録の更新あるいは変更の届出があった場合にも、登録時と同様に、フロン類回収業者登録簿に必要事項を記載し、その旨を通知することになります。

なお、登録を拒否した時は、理由を示して申請者に通知することになります。

②　自動車リサイクルシステムへの事業者登録の実施

県から登録の通知を受けた業者は、事業所コード・初期パスワードを取得するため、すみやかに自動車リサイクルシステム（自動車リサイクルシステム事業者情報登録センター）への登録を行ってください。＜電子マニフェスト等を運用するために必要となります。＞

なお、自動車リサイクルシステムへの新規登録申込は、自動車リサイクルシステムHP（http://www.jars.gr.jp/jgs/exjg1000.html）よりダウンロードしていただきますようお願いします。

③　標識の掲示

県から登録の通知を受けた回収業者は、事業所ごとに公衆の見やすい場所に、氏名又は名称、回収しようとするフロン類の種類、登録番号を記載した標識（縦、横それぞれ２０cm以上の大きさのもの）を掲げなければなりません。または、登録通知書を掲示していただいても構いません。

④　登録の更新

ア　フロン類回収業者は、登録を受けてから５年以内にその更新を受けなければなりません。登録の有効期間内に更新を受けない場合、その効力を失います。

イ　更新の申請書や必要な添付資料などについては、新規登録の場合と同様です。

ウ　登録の更新の申請があった場合には、登録の更新が行われた日から５年が有効期間です。

※更新申請時に自動車リサイクルシステムへ更新する旨の報告をお願いします。

⑤　登録の変更届出

フロン類回収業者として登録を受けた者が以下の事項を変更した場合、法第５６条第１項各号に該当しない者であることを誓約する書類【様式第五（県様式）】及び変更内容に応じてそれぞれ必要な書類（その届出に係る変更後の書類をいう。）を添付して、変更が生じた日から30日以内に変更届【様式第四】を提出しなければなりません。

・氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名の変更：（フロン類回収業者が個人の場合）発行日より３ヶ月以内の住民票（本籍地記載のもの。）の写し、
（フロン類回収業者が法人の場合）登記簿謄本
・事業所の名称及び所在地：添付書類なし
・法人である場合においては、その役員の氏名：登記簿謄本
・未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所：その法定代理人の発行日より３ヶ月以内の住民票（本籍地記載のもの）の写し
・回収しようとするフロン類の種類、使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからのフロン類の回収の用に供する設備の種類・能力・数（いずれの場合もフロン類の種類の変更を伴う場合に限る）：フロン類回収設備の所有権を有することなどを証する書類、フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類

⑥　廃業等の届出

フロン類回収業者として登録を受けた者が以下の事項に該当することとなった場合、回収業者の登録はその効力を失うこととなり、当該日から30日以内にその事項に応じて該当する者はその旨を届け出【様式第七（県様式）】なければなりません。

・死亡した場合：その相続人
・法人が合併により消滅した場合：その法人を代表する役員であった者
・法人が破産により解散した場合：その破産管財人
・法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合：その精算人
・個人経営が法人化により消滅した場合 ： その個人
・その登録に係るフロン類回収業を廃止した場合：フロン類回収業者であった個人又はフロン類回収業者であった法人を代表する役員

⑦　都道府県等による登録の取消等

県は、フロン類回収業者が次のような事項に該当するときは、登録の取消や６ヶ月以内の業務停止の処分を行うことができます。処分を行った時は、その理由を示して申請者に通知しなければなりません。

・不正の手段によって、フロン類回収業者の登録を受けたとき。
・フロン類回収設備が「登録基準」に適合しなくなったとき。
・登録の拒否要件である「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」等に該当することとなったとき。
・この法律に基づく処分等に違反したとき。

⑧　都道府県等による登録の抹消

５年ごとの更新を受けなかった場合やフロン類回収業を廃止した場合、登録の取消処分を受けた場合等は、登録はその効力を失うこととなります。その際には、県はフロン類回収業者の登録を抹消しなければなりません。

※住民票の写し、登記簿謄本、登記事項証明書等の添付書類については、原本を提示していただくことで、写しの提出を可とします（原本は照合を行ったのち、その場でお返しします）。